

国

保

だより

## 国民健康保険の加入者は、所得の申告が必要です

国民健康保険税(以下、国保税と言います。)の適正な課税や軽減の判定などには、世帯主およびその世帯に属する被保険者(加入者)の前年中の所得の申告が必要です。この申告をしないと、「国保税の軽減措置が適用されない」「高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事の自己負担限度額が高くなる」といった不利益が生じる場合があります。また、所得の申告が遅れたり修正申告や調査により所得金額が修正されると、修正後の所得をもとに国保税を再計算し、税額が変更になる場合があります。適正な課税や軽減の判定などには、国保に加入していない世帯主の申告も必要ですので、忘れずに申告してください。

### 〈所得の申告が必要な方〉

茅野市の国保に加入している世帯の世帯主および被保険者(加入者)であり、

- ・前年中に収入(所得)があった方
- ・前年中に収入(所得)がなかった方で、控除対象配偶者や被扶養者になっていない方

ただし、次に該当する方は申告済みとなりますので、申告する必要はありません。

- ・所得税の確定申告や、市県民税(住民税)の申告をした方
- ・給与収入(所得)のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市へ提出された方
- ・公的年金以外に収入(所得)が無い場合で、公的年金支払報告書が市へ提出された方
- ・他の方の扶養親族となっている方

### 申告をしないと…

- 国保税の税額が正しく計算されません。
- 国保税の軽減措置が適用されません。
- 高額療養費の自己負担限度額が判定できません。

### ～国保税のよくあるお問い合わせ～

- ・国保税は、世帯主が納税義務者となります。その為、世帯主が国保に加入していない場合でも、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。
- ・健康保険等へ切り替わった場合は、ご本人や同一世帯のご家族による国保脱退の手続きが必要です。自動で切り替わるものではありません。手続きの詳細については、高齢者・保険課へお問い合わせください。
- ・年度途中で国保から脱退された場合は、加入月数に応じて月割り計算します。各月に納めていただく分が、その月の加入分ということではありません。月割り計算をした結果、脱退した月以降の納期にお支払いが残る場合があります。

### ～一部負担金の減免および徴収猶予・国民健康保険税の減免について～

災害により死亡または家屋に重大な損害を受けたときや、失業など特別な理由により生活が著しく困難になった場合、申請により、医療機関へ支払う一部負担金が減免および徴収の猶予がされたり、国民健康保険税が減免される制度があります。お困りの際は、窓口でご相談ください。

問 国保税に関すること 税務課 諸税係 2階 19番窓口(内線179)

医療費や国保の加入・脱退に関すること

高齢者・保険課 医療保険・年金係 1階 8番窓口(内線322)

## 国民年金の保険料は、お支払方法によってお得な割引制度があります

保険料をまとめて前払いすることにより割引される「前納」や便利でお得な「口座振替」があります。

### 平成30年度の保険料額・割引額の例

◆毎月保険料を納めた場合  
 16,340円×12か月＝196,080円

| 納付方法         |                         | 年間の納付保険料                  | 割引額               | 申込期限                |           |
|--------------|-------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------|-----------|
| 口座振替         | 1年前納(4月分～翌年3月分を4月末日振替)  | 191,970円                  | 4,110円            | 2月末日                |           |
|              | 2年前納(4月分～翌々年3月分を4月末日振替) | 377,350円                  | 15,650円           |                     |           |
|              | 6か月前納                   | (4月分～9月分を4月末日振替)          | 193,860円          | 2,220円              | 2月末日      |
|              |                         | (10月分～翌年3月分を10月末日振替)      | (96,930円×2期)      | (1,110円×2期)         | 8月末日      |
|              | 毎月振替「早割」(当月末日振替)※       | 195,480円<br>(16,290円×12月) | 600円<br>(50円×12月) | 振替開始<br>希望月の<br>前々月 |           |
| 毎月振替(翌月末日振替) | 196,080円                | —                         |                   |                     |           |
| 現金(納付書)      | 1年前納(4月分～翌年3月分を4月末日納付)  | 192,600円                  | 3,480円            | /                   |           |
|              | 2年前納(4月分～翌々年3月分を4月末日納付) | 378,580円                  | 14,420円           |                     |           |
|              | 6か月前納                   | (4月分～9月分を4月末日納付)          | 194,480円          |                     | 1,600円    |
|              |                         | (10月分～翌年3月分を10月末日納付)      | (97,240円×2期)      |                     | (800円×2期) |
| 毎月納付         | 196,080円                | —                         |                   |                     |           |

※早割について

初めて口座振替を申し込まれた方は、初回のみ前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分保険料の引き落としになります。

今回掲載した保険料額・割引額は平成30年度の保険料です。平成31年度の保険料は変更となる予定ですので、参考にしてください。

平成31年4月から口座振替で前納を希望される方は、平成31年2月末日までにお申し込みください(預金通帳・金融機関届出印をご持参ください)。

## クレジットカードでもお支払ができます

クレジットカード納付は、事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

### 【お支払方法】

|            |   |
|------------|---|
| 毎月支払い      | 毎月の保険料を当月末日に立て替え、割引額なし。   |
| 1年分支払い(前納) | 4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末日に立て替え。<br>割引額は現金で1年分前納した金額と同じです。                            |
| 2年分支払い(前納) | 4月から翌々年3月分までの保険料をまとめて4月末日に立て替え。<br>割引額は現金で2年分前納した金額と同じです。                           |
| 半年分支払い(前納) | 4月から9月分までの保険料を4月末日に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末日にそれぞれまとめて立て替え。<br>割引額は現金で半年分前納した金額と同じです。 |

※クレジットカードでの「早割」はご利用できません。

口座振替・クレジットカード払いの申込用紙は、岡谷年金事務所・茅野市役所高齢者・保険課(1階8番窓口)に備え付けてあります。

## 茅野市情報プラザ ～ICT講習会参加者募集のお知らせ～

### 講座① スマホでマイナンバーカード申請

平成31年3月からマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスが始まります。ご自身のスマートフォンやパソコンを使用してのマイナンバーカード申請をお手伝いします。データ通信契約のあるスマートフォンかメールアドレスが設定されているご自身のパソコンをお持ち下さい。通知カードと個人番号カード交付申請書も合わせてお持ちいただきます。(1回完結の講習を2回実施)

Android・iOS・Windows  
パソコンを使用

| 時 間           | 開 催 日           |
|---------------|-----------------|
| 午後1時30分～3時30分 | 3/19(火) 3/22(金) |

**募集人員** 各回先着15名

**受講条件** スマートフォンやパソコンでインターネットブラウザの操作ができる方。

**参加費用** 無料

**講習会場** 茅野市情報プラザ 多目的ホール(公立諏訪東京理科大学 生涯学習センター内)

**申込期間** 2月1日(金)～3月14日(木) 午前10時～午後5時30分(月曜日は休館日)

### 講座② 春休み親子でプログラミング体験

子ども向けプログラミング言語「スクラッチ」を親子で体験します!

Windows10を使用

| 時 間          | 開 催 日           |
|--------------|-----------------|
| 午前9時～午後0時30分 | 3/24(日) (休憩30分) |

**募集人員** 先着10組20名(親子ペア)

**受講条件** 小学校3年生～6年生の子どもと保護者

**参加費用** 受講料500円 ※講習会初日にお支払いいただきます。

**講習会場** 茅野市情報プラザ 多目的ホール(公立諏訪東京理科大学 生涯学習センター内)

**申込期間** 2月1日(金)～3月19日(火) 午前10時～午後5時30分(月曜日は休館日)

### 講座③ ネットセキュリティ

インターネットに存在する悪意ある攻撃から身を守る術を学びます。

Windows10を使用

| 時 間           | 開 催 日   |
|---------------|---------|
| 午後1時30分～3時30分 | 3/20(水) |

**募集人員** 先着12名

**受講条件** パソコンをお持ちでインターネット環境をご利用の方

**参加費用** 無料

**講習会場** 茅野市情報プラザ 多目的ホール(公立諏訪東京理科大学 生涯学習センター内)

**申込期間** 2月1日(金)～3月15日(金) 午前10時～午後5時30分(月曜日は休館日)

### 講座④ どっとネット簡易ホームページ作成講習会 ～どっとネットの機能でホームページ作成～

**講習日程** 3月7日(木) 午後1時～4時(1日間の計3時間講習)

**募集人員** 先着5名(茅野市在住または在勤で受講条件を満たす方)

**受講条件** WindowsおよびOffice(Word・Excel等)の基本操作ができる方

**参加費用** 無料

**講習会場** 茅野市情報プラザ 多目的ホール(公立諏訪東京理科大学 生涯学習センター内)

**申込期間** 2月1日(金)～3月2日(土) 午前10時～午後5時30分(月曜日は休館日)

#### 申込方法

1. 電話でお申し込みください。  
(申込開始時は電話が混み合い、繋がりに難くなる場合もございますがご容赦ください。)
2. 受講定員は先着順で初めて受講される方を優先させていただきます。申し込み時に、希望講座名・氏名・年齢・電話番号等を確認いたします。
3. 応募少数の場合は中止させていただく場合もありますので、ご了承願います。

申込・問 茅野市情報プラザ ☎82-7602 茅野市豊平5000-1 公立諏訪東京理科大学 生涯学習センター内

# 地域おこし協力隊が行く! Vol.11

## 「八ヶ岳西麓そば畑サポーター」のご報告

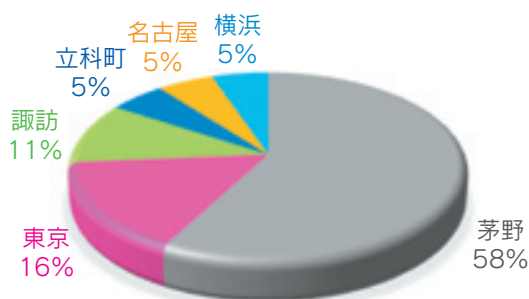
柏原地区・金沢地区でそば畑サポーター制度の試験的導入を行いました。

地域おこし協力隊では、2017年度から2018年度にかけて、まずは柏原地区から、その後に金沢地区が加わり、市内2カ所で「八ヶ岳西麓そば畑サポーター」の制度を試験的に運用してきました。このたび2018年度のそばの収穫が無事に終了し、12月1日に農家さんとサポーターさんによる「新そば試食会」が行われましたので、その報告をいたします。

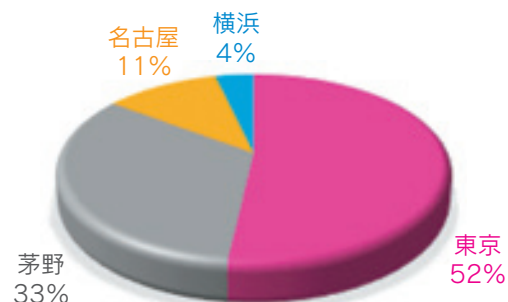
「八ヶ岳西麓そば畑サポーター」の制度は、農業の担い手の高齢化や後継者不足によって市内から消えつつあるそば畑の景観を後世に残すための制度です。日本全国に住む有志のみなさんに1口1万円の「そば畑サポーター」となっただき、農家さんとの交流を通してそば畑の風景を残すことをめざし、遊休地の解消に貢献してもらいます。

2018年度には、柏原地区で17名、金沢地区で10名の方が「そば畑サポーター」に参加してくださいました。2017年度には茅野在住の方が中心だったサポーターですが、2018年度には関東地方や名古屋にお住まいの方も増え、「都会にいなながら趣旨に共感し、茅野の風景を守るために協力する」という、そば畑サポーター制度が目指す形に近づいています。

2017年度サポーター居住地



2018年度サポーター居住地



新そば試食会では、サポーターのみなさまから「そば栽培の大変さが理解できた」「生産者の顔を見て、ざっくばらんに交流することができた」といった満足の声をいただけた一方、「もっと広報活動をして多くの方が参加できるようにしてほしい」「そば打ちを含め、体験の種類を増やしてほしい」「サポートする金額に差がつけられるようにした方がいい」など、具体的なご指摘もいただきました。

「八ヶ岳西麓そば畑サポーター」の制度は、今はまだ小規模ですが、将来的には市外の人と市内の農家さんをつなぐことで、遊休地が増えるのを防ぎ、茅野の美しい景観を残していくことをめざして今後の活動を広げていきたいと考えています。



▲9月に行われたお花見交流会(金沢)



▲10月の収穫作業体験の様子(柏原)



▲12月の新そば試食会の様子(合同)

そば畑サポーター制度に関するお問合せは (一社) ちの観光まちづくり推進機構(ちの旅案内所)へ。

☎0266-73-8550 E-mail:ask8@chinotabi.jp